

日鋼記念指定居宅介護支援事業所運営規定

(事業の目的)

第1条 社会医療法人母恋が開設する日鋼記念指定居宅介護支援事業所（以下「事業所」という。）が行う指定居宅介護支援事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護支援専門員が要介護状態にある利用者に対し、適正な指定居宅介護支援を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業所の介護支援専門員は、要介護状態になった利用者が可能な限り、その居宅においてその有する能力に応じ、自立した生活を営むことができるように配慮し、利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じ、利用者の選択に基づき適切な保健医療サービス及び福祉サービス（以下「指定居宅サービス等」という。）が多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう支援を行う。

2 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域包括支援センター、指定居宅サービス事業者、他の指定居宅介護支援事業者、指定介護予防支援事業者及び介護保健施設等との綿密な連携を図るとともに、利用者の意志及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って利用者提供される指定居宅サービス等が特定の種類、又は、特定の居宅サービス事業者に不当に偏ることのないよう、公正中立な業務に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 日鋼記念指定居宅介護支援事業所
- (2) 所在地 室蘭市新富町1丁目5番13号

(職員の職種、員数、及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職種、員数、及び職務内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名 (介護支援専門員と兼務)
管理者は、事業所の従業者の管理、指定居宅介護支援の利用者の申し込みに係わる調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うとともに、従業者に法令等を遵守させるため必要な指揮命令を行う。
- (2) 介護支援専門員 6名 (常勤職員 6名うち1名管理者兼務)
介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成及び指定居宅サービス事業者等との連絡調整など、介護支援サービスの提供及び市町村からの受託に基づく要介護認定調査業務に当たる。
- (3) 事務員 1名 (常勤職員)
事業所の運営に必要な事務全般を行う。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 月曜日から金曜日とする。(祝祭日及び法人の定める休日を除く)
- (2) 営業時間 平日は8時30分から17時までとする。
- (3) 上記の営業日、営業時間のほか緊急時には常時連絡が可能な24時間体制とする。

(居宅介護支援の提供方法及び内容)

第6条 指定居宅介護支援の提供方法及び内容は、次のとおりとする。

- (1) 相談体制
事業所内に相談室を設備するとともに居宅においても利用者からの相談に適切に対応する。

(2) 課題分析票の種類

利用者に対する居宅サービス計画原案作成のために、使用する課題分析方式については、「MDS-HC方式」、「全国社会福祉協議会方式」等とする。

(3) 居宅サービス計画作成

(4) サービス担当者会議

居宅サービス計画原案に対し専門的な見地から意見を求めるため当該計画原案に位置付けた指定居宅サービス等の担当者を招集して行うサービス担当者会議は、事業所内会議室、主治医医療機関、サービス提供事業所、又は利用者の居宅で行う。

(5) 居宅訪問

居宅サービス計画作成に当たり利用者の置かれている環境の評価や現に抱えている問題を把握（「アセスメント」という。）するため、居宅訪問による面接調査を行う。また、当該計画作成後においても、居宅サービス計画の実施状況などを把握（「モニタリング」という。）し、サービス計画の変更など、利用者等が求めるサービスが適切に提供されるよう居宅訪問等の方法による支援を行う。

(6) その他、利用者の自立した日常生活の支援を効果的に行うために必要と認められる介護給付等対象サービス以外の保健医療サービス、福祉サービス、当該地域の住民による自発的な活動によるサービス等の提供を行う。

(通常の事業の実施地域)

第7条 通常の事業の実施地域は、室蘭市とする。

(虐待防止のための措置)

第8条 居宅介護支援事業所は、利用者の人権の擁護・虐待の防止等のための指針を定め、虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催すると共に、従業者に対し定期的に研修を実施する。

(緊急時における対応)

第9条 事業所の従業者は指定居宅介護の提供中に利用者の病状急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講ずるとともに、管理者に報告を行うものとする。

(苦情解決)

第10条 提供した指定居宅介護に関する利用者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受けるための窓口を設置し、担当者名を事業所内に掲示する。

(その他の運営について)

第11条 居宅介護支援事業所は、より適切な指定居宅介護支援を行うために、介護支援専門員の資質の向上を図るための研修の機会を設けるものとし、また、勤務体制を整備する。

2 従業者は、正当な理由がなく、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保守する。

3 従業者であった者に正当な理由がなく、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため従業者でなくなった後においても、これらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。

4 この規定に定める事項のほか、運営に関する重要事項は社会医療法人母恋と事業所管理者との協議に基づいて定めるものとする。